

災害時業務継続地区整備緊急促進事業の創設(平成27年度)

- 都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区における災害時のエネルギー不足は、業務継続や災害対応に支障をきたし、我が国経済への影響も大きい。
- このため、当該地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を支援することにより、我が国都市の防災性の向上を図る。

- 業務継続地区を構築するための計画策定、コーディネート、施設整備(エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等)を支援する制度を創設。

<地域要件>

次のいずれかに該当する地区

- ①都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、又は、1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅周辺にある地区であって、供給先に災害対策基本法に規定する指定公共機関(指定地方公共機関を含む)の施設、災害拠点病院、一時滞在施設のうち一以上を含む地区
- ②都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内に存し、かつ、事業について都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素まちづくり計画に記載された地区内にあり、供給先に地方公共団体の本庁舎と、災害対策基本法に規定する指定公共機関(指定地方公共機関を含む)の施設、災害拠点病院のうち一以上を含む、災害発生時における対応の拠点となるべき地区

<補助対象、事業主体及び補助率>

○補助対象

- 計画策定支援、コーディネート支援、施設整備事業支援

○事業主体 (直接補助事業者、間接補助事業者)

- 地方公共団体、都市再生機構、法律に規定する協議会、民間事業者等

○補助率

- 1/2(計画策定支援、コーディネート支援※1)
- 2/5(施設整備事業支援※2、3)

- ※1 民間事業者等の場合は間接補助のみとし、補助基本額は補助対象事業費の2/3。
 ※2 民間事業者等への直接補助の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%。
 ※3 民間事業者等への間接補助の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の2/3。

<予算額>

○348百万円(平成27年度)

